

農地の売買を お考えのみなさんへ!

(公社)茨城県農林振興公社がお手伝いします。

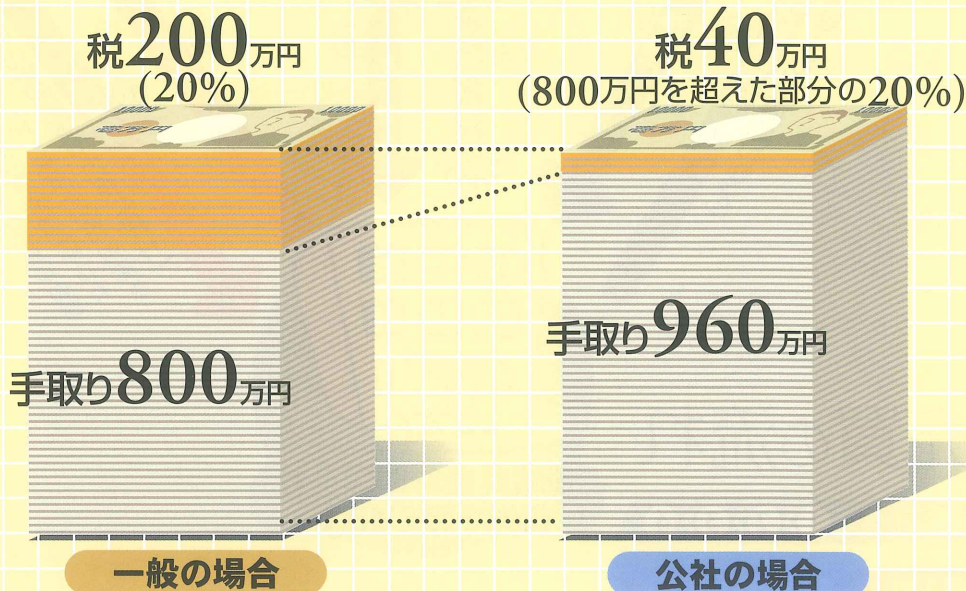
茨城県農林振興公社は、県から「農地中間管理機構」としての指定を受け、農業者の経営規模拡大、農地の集積などを支援する事業を行う、営利を目的としない公益団体です。

茨城県農林振興公社は、農業経営の規模を縮小したり、やめたいとお考えの農家から農地を買い入れ、規模拡大をご希望の農家に売り渡すことで、農業者に農地集積させ効率的な農業経営ができるよう『農地中間管理機構が行う特例事業(農地売買事業)』を実施しています。

農地中間管理機構が行う特例事業(農地売買)が適用になると…

1. 公益団体である公社が間に立つので、安心して売買をお任せいただけます。
2. 農地売買に係る届出・許可申請・登記等の手続きは、公社が行います。
3. 公社に売り渡した場合、譲渡所得税の特別控除が800万円(買入協議が成立した場合には1,500万円)まで受けられます。

例えば 1,000万円の売り渡しの場合(長期譲渡の例)



※上記は比較のための表であり、あくまでも目安です。

安心

信頼

簡単

農地中間管理機構が行う特例事業（農地売買）の適用要件は…

対象農地

- 農業振興地域・農用区域内の農地であること。

※農地の状況によりましては、ご希望に沿えない場合もございます。
詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

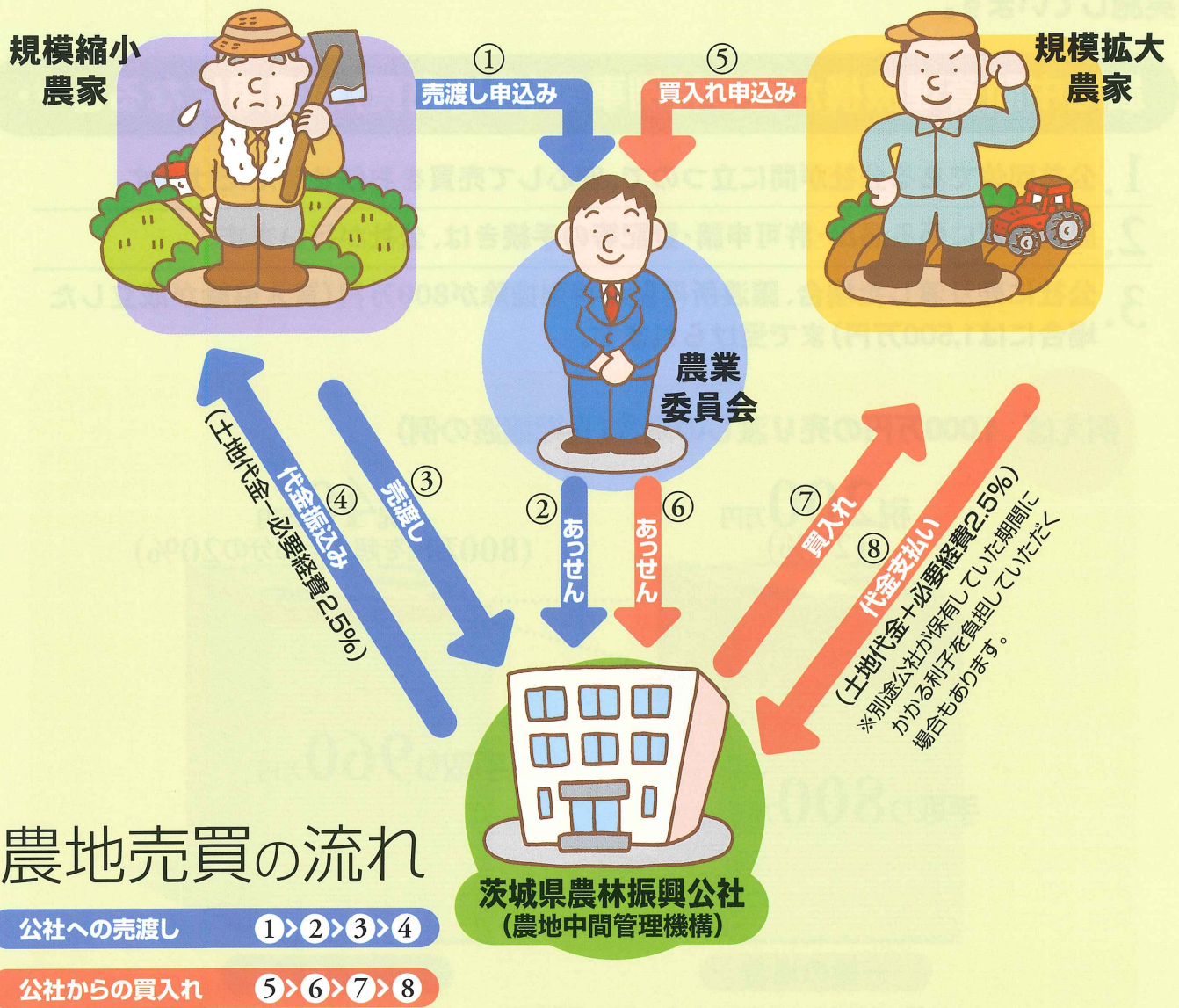
買入価格

- 近傍類似の取引価格を参考として、農業委員会の意見を聴いて定めます。

※買入価格=㎡当り単価×面積

売渡し相手方の 主な要件

- 主としてその農業経営に従事すると認められる農業者であること。
- 農地取得後の経営面積が、所在市町村の平均経営面積以上であること。



お問い合わせは、最寄りの市町村農業委員会または茨城県農林振興公社へ

(公社)茨城県農林振興公社 水戸市上国井町3118番地1 TEL.029(239)7131(代)